

平成28年度予算執行方針

平成28年度は、別府創生に向けた第一歩であり、本市の「誇り」を再建し、新たな「誇り」を創生する新しい時代の出発点である。

今日の別府の発展は、これまでの歴史の積み重ねや多くの先人の知恵と努力によって築かれたものであり、次世代に確実に継承していかなければならない。

全国の自治体で存続をかけ地方創生の動きが活発化しているが、これから迎える時代は、急速に進む人口減少や少子高齢化、地域経済の縮小など、かつて経験したことのない厳しい現実が待ち構えている。

本市においても2040年には、人口が10万人を割り込むと推計され（国立社会保障・人口問題研究所）、さらに平成27年国勢調査の速報値は、前回調査から2.5%減と減少幅が拡大している。

人口減少、少子高齢化は、労働力不足や社会保障財政の悪化など、社会の様々な分野に影響が及び、今後の自治体の対応次第で、将来の市民生活が大きく変わってくる。目先の課題への対応だけでなく、長期的な視点で、移住・定住対策や少子化対策、子育て支援策などのほか、新たな付加価値を生み出す起業支援や雇用の創出など将来を見据えた施策に直ちに取り組んで行かなければならない。

その取組の第一歩となる平成28年度予算は、予算特別枠「べっぷ創生加速枠」を設け、昨年10月に策定した「まちをまもり、まちをつくる。べっぷ未来共創戦略」関連施策について、23の新規事業を含め、43事業を盛り込んだ積極型予算を編成した。

人口減少に歯止めをかけ、地方創生を実現することは大きな困難が伴う課題であるが、この予算の意義を踏まえ、危機感を持って別府創生に向け、総力を挙げて取り組んでいかなければならない。

こうした状況を踏まえ、予算執行に当たっては、計画的かつ効果的・効率的執行に努め、施策の目的が確実に達成されるよう下記事項に留意されたい。

記

1 予算の効果的かつ効率的執行について

- (1) 多額の収支不足が生じている現下の厳しい財政状況を職員一人ひとりが十分認識し、歳入の確保に努めるとともに、歳出予算の効率的・効果的な執行を図ること。
- (2) 別府市総合戦略及び後期基本計画の重要業績評価指標（K P I）の目標達成を常に念頭に置き、執行段階においても工夫・改善を加え、必要性や費用対効果を意識した予算執行に努めること。
- (3) 地方創生関係の新規事業や各種調査事業については、事業効果が最大限発揮できるよう早期執行に努めること。特に、調査事業については、早期の事業化を念頭に取り組むこと。
- (4) 予算事業と一体として施策の相乗効果を高めるため、予算編成方針で示した「やる気と工夫のゼロ予算事業」を推進すること。
- (5) 事業の実施に当たっては、各部間の連携はもとより、事業効果を向上させるため、市民をはじめNPO、民間団体などの地域資源を最大限活用すること。
- (6) 国・県の補助事業については、地方創生に関する施策・事業の動向に留意するとともに、制度改正等により新たに一般財源化等の動きがある場合は、速やかに財政担当課と協議すること。
- (7) 人口減少社会を迎え、地域の課題を解決していくためには市民やNPO法人等の活動を拡充することが特に重要であり、各分野における協働事業を積極的に検討し、その推進を図ること。

2 執行の適正化等

- (1) 実施事業の目的・効果を明確にし、所管を超えた関連事業の連携や統合等、経費の節減及び効果の拡大に努めること。
- (2) 予算の執行に当たっては「使いきり」といった概念を払拭するとともに、安易に前例を踏襲することなく、常にコスト意識を持って、貴重な財源の有効活用に

努めること。

- (3) 年度途中の新たな財政需要については、補正のための財源確保が厳しい状況にあることから、事業内容や職員の事務量等を十分に精査・検討の上、真に必要なものを厳選すること。
- (4) 施策や事業の推進に当たっては、その趣旨や内容、効果などについて、市民及び関係団体等とよく対話し、理解と協力が得られるように説明責任を十分に果たすこと。
- (5) 繰越明許費は、真にやむを得ない場合に限り計上する予算原則の例外であり、安易に繰越をすることのないよう計画的かつ早期に執行し、年度内の完成に努めること。
- (6) 予算執行に当たり、状況変化等により不用となった予算については、3月補正予算において減額すること。また、年度末における事業実施や行事の開催、備品の購入等が集中することのないよう、計画的な執行に努めること。

予算執行に係る個別留意事項

1 全般的事項

- (1) 平成28年度は、第3次総合計画における後期基本計画の初年度にあたることから、前期までの取組を検証し、時間の経過により効果などが薄れているものは大胆に見直し、社会経済状況の変化に対応した事業の実施を図ること。
- (2) 歳出予算は年間配当とする。
- (3) 補正の対象は、当初予算編成時において、協議済のもの、国・県の制度改正等に伴うもの、災害復旧事業費など緊急性を有するもの等で、真にやむを得ないものに限る。
- (4) 効率的で適正な予算執行を図るため、事前に関係各課等との十分な調整等を行

い、執行に当たって支障のないよう対応すること。

- (5) 予算執行時に事業計画の変更が生じた場合、補助金等の特定財源の変更に伴い新たな予算措置が必要となった場合又はその恐れがある場合は、事前に財政担当課と協議すること。起債対象事業の内容、事業費等が変更となる場合も同様とする。
- (6) 入札差金等により生じた予算の執行残額については、歳出予算の配当を減額するものとし、追加工事や他の事業等への流用は認めない。減額、留保等の予算執行残額に係る取扱いは財政担当課と協議すること。
- (7) 予算流用については、流用が必要となる事態が発生した時点で速やかに財政担当課と協議すること。予算を担保せずに実施した事後報告による予算流用は認めない。

2 歳入について

- (1) 各事業における特定財源の確保には万全を期すこと。また、新たな制度の検討・活用を行い、積極的に財源の確保及び増収を図ること。
- (2) 市税については、課税客体的確な把握に努めること。また、納期内納付・滞納整理の促進を図り、徴収率向上に努めること。
- (3) 使用料については、住民負担の公平確保の観点と受益者負担の原則に立ち、適正な料金改定を行うとともに、施設の利用促進などを図ることにより増収に努めること。
なお、使用料の減免については従来 of 慣習に捉われることなく適切な運用に努めること。
- (4) 国・県支出金については、積極的に国・県に要請し、所要額の確保を図ること。
また、事業の進捗状況に応じた概算交付を受けるなど、適切かつ早期の収入確保に努めること。
- (5) 市債については、有利な地方債の活用を努めること。
- (6) 歳入全般について、予算計上額を確保することはもちろん、努めて増収を図る

こと。特に国・県支出金については収入を早期に確保する観点から、積極的に概算交付制度を活用すること。

3 歳出について

(1) 「平成28年度予算編成方針」を基本に、効率的な予算執行の観点から、更に精査を加えた上で「年間執行計画」を策定するとともに、主要事業をはじめ予算計上した各事業の事業目的が十分に達成できるよう、適切な執行を図ること。

(2) 事業の実施に当たっては、経済性、効率性の確保はもとより、あらゆる創意工夫により経費節減に努めること。特に、施設の維持管理費や事務費などの物件費については、必要性、優先性、費用対効果などのコスト意識を持ち、執行の段階で更に見直しを行うこと。

(3) 普通建設事業費については、グレードを見直し、コストを精査して更なる削減等を図るとともに、「年間執行計画」に基づく進捗管理を行い、他の工事との関連、実施時期等を検討した上で、年度末に施工が集中することのないよう、計画的に実施すること。

なお、予算の効率的な執行と経済投資効果を図る観点から、早期発注が可能なものについては、前倒し執行に努めること。

(4) 予算の執行を他の課等に委託している場合は、連絡調整を密にし、常に委託事業の進捗状況を的確に把握して、適切な執行が図れるよう協力・連携すること。

(5) 委託事業については、実施時期、費用対効果を再検証し、効率的に執行するよう努めること。また、指定管理者制度を導入している施設については、指定管理者の創意工夫を活かす中で、歳入確保と経費節減の方策等について適宜協議し、適切な管理運営が行われるよう対応すること。

(6) 各種団体等への補助金については、安易な事前交付をしないこと。特に団体運営費補助金については、年度当初に一括交付せず、適宜分割交付すること。

(7) 補助金等の交付に当たっては、「別府市補助金等交付規則」及び「別府市補助金等交付指針」の規定に基づき、申請に係る書類の審査及び必要な調査を行い、要綱等が制定されているものについては、その整合性等について十分精査し、公正

かつ適正に執行するとともに、最も効果的、効率的に実施されるよう対応すること。また、「事業実績報告書」については、決算終了後1か月以内に遅滞なく提出するよう指導するとともに、報告に係る会計経理、効果等について審査の必要があると認めるときは実地検査等を実施すること。

(8) 非常勤嘱託職員等の雇用に当たっては、その都度、事務事業の内容を具体的に検討し、必要最小限の雇用に努めること。

(9) 時間外勤務手当については、ノー残業デーの徹底、代休制度の活用、事務改善等により削減に努め、各課等に配分された予算の範囲内で執行すること。

(10) 予定価格は契約締結の基本であり、契約金額の決定に重大な影響を及ぼすものであるので、「公共サービス基本法」の趣旨（適正な労働条件の確保、契約時の役割分担、リスク分担等の明確化等）を踏まえ、「別府市契約事務規則」の規定に基づいた適正な設定に努めること。

(11) 食糧費については、「要求書作成の手引き」の基準に沿って適正な執行に努めること。

(12) 広告料については、広告媒体の発行部数及び基準単価を確認し、その目的及び費用対効果を勘案した上で適正な執行に努めること。

(13) 市の外郭団体の予算執行についても本通知の主旨に準じた取扱いを行なうよう指導すること。また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により普通会計に加え、公営事業会計、第三セクターの負債を含め、財政運営の健全性が判断されることとから、第三セクター等については、常にその経営状況や運営体制等に留意し、必要に応じて指導、調整等を行うこと。

4 特別会計について

各特別会計については、的確な経営分析を行い、徹底した経費の削減や事業の合理化及び歳入の確保を図り、独立採算の原則の下、一般会計からの繰入金の削減に努めること。